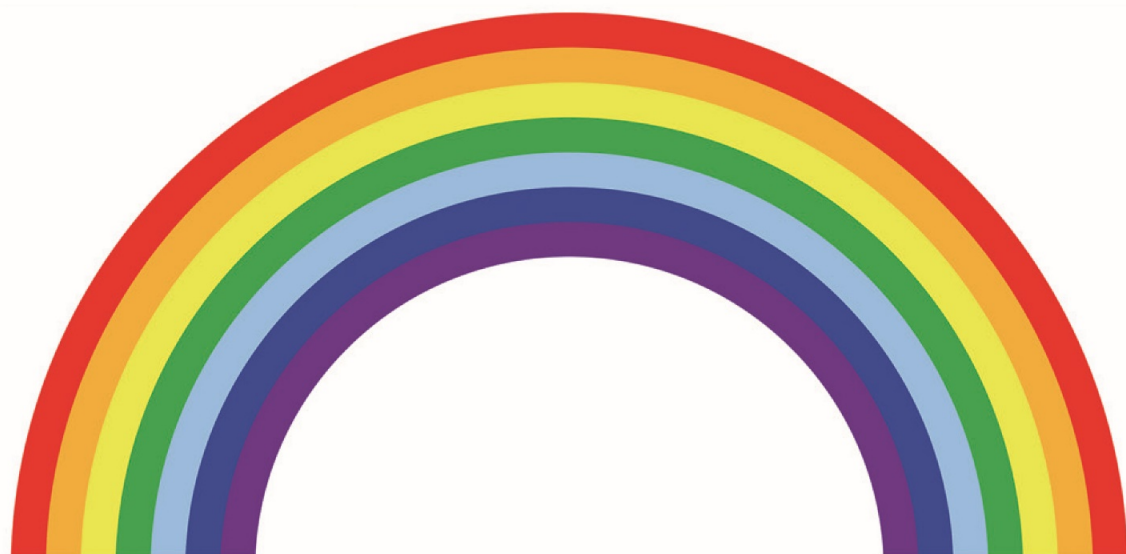


感染防止徹底宣言



新型コロナウイルス
感染拡大防止中

株式会社ビッグウェイブ



東京都



当社の新型コロナウイルス感染症予防対策について

平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当社では、事業における感染予防対策の取り組みが、社会全体の感染症拡大防止に繋がることを認識した上で、下記の指針に則り、感染予防対策に係る体制を整備し、それぞれの業務におけるガイドラインを策定した上で、感染予防対策の徹底に努めています。

株式会社ビッグウェイブ

代表取締役社長

長谷川 伸二

(記)

新型コロナウイルス感染症予防対策指針

2020年7月1日

1)基本姿勢

(1)関連法令の遵守

感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、それに応じた対策を講ずる。

(2)感染予防対策の体制

社内に感染予防対策チームを構築し、国・地方自治体・業界団体などを通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集するとともに、対策の策定・変更について常に検討する。

2)通常業務における対策

(1)健康確保

従業員に対し、出勤前に、体温や新型コロナウイルスへの感染を疑われる症状の有無を確認させる。

37° C以上の発熱などの症状により自宅で療養することとなった従業員は毎日、健康状態を確認した上で、症状がなくなり、出社判断を行う際には、国・地方自治体・業界団体の指針などを参考にする。

症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。

(2)通常業務における対策

従業員に対し、感染予防対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促すとともに、下記の徹底を図る。

- ・時差出勤を取り入れ、公共交通機関の混雑緩和を図る。
- ・従業員のマスク着用を徹底する。
- ・従業員は、始業時や休憩後を含め、定期的な手洗いや手指消毒、うがいを徹底する。
- ・従業員が2メートルを目安に一定の距離を保てるよう座席配置を工夫し、仕切りを設置する。
- ・1時間に2回以上窓を開け換気するとともに、窓のない会議室などでは、機械換気を行う。
- ・設備や器具は、定期的に消毒する。
- ・会議室は椅子を減らし、アクリル板で各席を遮蔽する。
- ・会議ではマスクを着用し、換気に留意する。また、会議終了後は、会議室の洗浄・消毒を行う。
- ・取引先等を含む外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合には、当該者に対して、従業員に準じた感染予防対策を求める。このため、あらかじめ、これらの外部関係者が所属する企業等に、オフィス内での感染予防対策の内容を説明するなどにより、理解を促す。
- ・会議はできる限りオンラインで行う。

3) イベント業務などにおける対策

(1) ガイドラインの策定

社内の感染予防対策チームは、関連公共団体の指針と関連法令を踏まえ、展示会やカンファレンスなど、多岐に亘る形態のイベントの特性を十分に考慮した基本ガイドラインを策定する。

従業員は、社内の感染予防対策チームが策定した基本ガイドラインをもとに、イベント主催者や会場側などで提示されているガイドラインや個別のイベントの環境を踏まえ、感染予防対策ガイドラインを策定し、必ず事前に各イベントの主催者に提示・説明を行う。

(2) ガイドラインの遵守

従業員は、イベントごとに策定したガイドラインに沿って、派遣労働者や請負労働者についてもガイドラインの遵守を徹底する。

4) 感染者が確認された場合の対応

(1) 従業員の感染が確認された場合

保健所、医療機関の指示に従い、感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒し、同勤務場所の従業員に自宅待機させる。

感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないように留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする。

(2) 周囲の感染が確認された場合

従業員が同居する家族の感染が確認された場合、該当する従業員に自宅待機させる。取引先等を含む外部来訪者の感染が確認された場合には、保健所、医療機関の指示に従い、実態に応じた検討を行うものとする。

(3) その他

総括安全衛生管理者や安全衛生推進者と保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取りなどに協力する。